

2021年3月

お客さま 各位

静岡県労働金庫

「取引残高報告書」の交付に係る変更のお知らせ

平素は〈ろうきん〉に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、投資信託口座を保有されているお客さまに、お預かり残高の明細、お取引の明細等について、前回報告書作成基準日から1年後の月末基準（お取引があった場合は、原則として3ヵ月ごとの月末基準）で「取引残高報告書」を作成し、郵送しておりますが、2021年3月からは前回作成基準日以降、お取引がないお客さまへの「取引残高報告書」の作成および交付を取り止めすることとしました。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象のお客さま

前回の報告書作成基準日以降において、残高およびお取引（購入・解約・収益分配金等）がないお客さまについて、「取引残高報告書」の作成・交付を取り止めすることとしました。

その後、お取引が発生した場合は、その月の月末基準で「取引残高報告書」を作成し、郵送します。また、お取引がない場合でも、お預かり残高があるときは1年に1回以上、作成・交付いたします。

なお、お取引があるお客さまへの作成・交付については、変更ありません。

2. 開始時期

2021年3月末基準作成分より

3. お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上